



## 清水町不妊・不育症治療費助成のおしらせ

清水町では、下記の不妊治療費の助成を行っています。

- ① 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）
- ② 一般不妊治療（タイミング療法・排卵誘発法・人工授精・手術療法 等）
- ③ 男性不妊治療（体外受精・顕微授精と併せて申請するもの）
- ④ 不育症治療

### 【対象】

清水町に住所登録のある夫婦（法律上婚姻している夫婦に限る）が医療機関で行った、第1子または第2子の不妊・不育症治療

### 【助成の内容】

- ◇助成金額：不妊・不育症治療費の2分の1以内の額  
（静岡県の補助金や健康保険組合等その他の補助金を除いた金額の2分の1以内の額）  
※ただし、人工授精については、治療費の10分の7以内の額
- ◇助成限度額：1回の申請につき20万円まで  
（ただし、人工授精については1年度につき6万3千円まで）
- ◇申請回数：1年度につき2回までとし、助成期間は通算5年間以内

### 【申請】

治療が終了した日の属する年度内（但し、1月～3月に治療が終了した場合は、治療終了日から90日以内）に、下記の申請書類を清水町保健センターに提出してください。なお、申請については、書類を提出した年度の実績となりますのでご注意ください。

#### 《申請書類》

- ・ 清水町不妊・不育症治療費助成金支給申請書
- ・ 不妊・不育症治療受診等証明書
- ・ 夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書
- ・ 不妊・不育症治療を受診した医療機関発行の領収書
- ・ 静岡県補助金交付要綱による補助またはその他の補助を受ける場合は、当該補助金の額を確認できる書類の写し等
- ・ 夫及び妻の被保険者証の写し

### 【お問い合わせ・申請窓口】

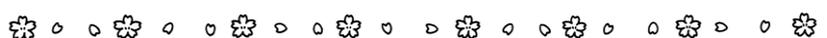
清水町保健センター 〒411-0903 駿東郡清水町堂庭 63-1

図書館・保健センター複合施設（まほろば館内）

開所時間 8:30～17:15（月～金曜日・第1土曜日）

※第1土曜日開所。翌月曜日が閉所。

☎ 055-971-5151



# 清水町不妊・不育症治療費助成の流れ

